

○ 補助対象者について

Q 1 千葉県内の施設等において、介護職種の技能実習生の受入を行う場合には、全ての施設等が補助対象となるのか。

A 1 本補助金は、厚生労働省通知（平成29年9月29日付け社援発0929第4号 老発0929第2号）による対象施設のうち、老人福祉法及び介護保険法関係の施設又は事業所を補助対象としています。

※厚生労働省通知（平成29年9月29日付け社援発0929第4号 老発0929第2号）

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000496860.pdf>

○ 補助対象期間について

Q 2 令和5年度に雇用を開始した技能実習生については、補助対象となるか。

A 2 本補助制度は、令和6年4月1日からの適用となっており、令和5年度に雇用を開始した技能実習生についても、令和6年4月以降、雇用開始日の属する月から12か月以内に発生し、支払いを完了した日本語学習に係る経費については、補助対象となります。

○ 補助対象経費について

Q 3 補助対象となる経費は、具体的にどのようなものか。

A 3 実習実施者が負担する外国人技能実習生の日本語学習に係る経費のうち、次に掲げる経費が補助対象となります。

- ① 報償費（日本語講師への報酬、謝金 等）
- ② 旅費（日本語学校への交通費 等）
- ③ 需用費（日本語学習教材、文房具 等）
- ④ 役務費（日本語学習用のインターネット回線 等）
- ⑤ 使用料及び賃借料（研修会場の使用料 等）
- ⑥ 委託料（日本語学習の外部委託費 等）
- ⑦ 補助金（技能実習生が負担した日本語学校の入学金や受講料等に対する補助 等）
- ⑧ 備品購入費（日本語学習用のパソコン、翻訳機、ホワイトボード 等）

Q 4 入国時に技能実習生の日本語能力がN 3相当以上であっても、受入施設等が技能実習生の日本語学習に係る経費を負担した場合、当該経費は補助対象となるか。

A 4 入国時における技能実習生の日本語能力を問わず、受入施設等が負担した日本語学習に係る経費は補助対象となります。(日本語レベルの制限なし)

Q 5 監理団体が実施する入国後講習の経費を受入施設等が負担した場合、当該経費は補助対象となるか。

A 5 本補助金は、技能実習生の雇用開始日が起算日となるため、雇用開始前に受入施設等が負担した経費は補助対象外となります。

○ 補助対象経費等の算定について

Q 6 複数の技能実習生が、受入施設において、日本語講師 1 名によるグループレッスンを受講する場合、各々の技能実習生の補助対象経費を算定する際に、講師への報酬は、どのように処理するのか。

A 6 講師への報酬額を技能実習生の数で按分し、一人あたりの報酬額を算出します。

○ 補助対象期間が2会計年度にまたがる場合について

Q 7 補助対象期間は、「雇用が発生した日の属する月から起算して12月を超えない範囲内」となっているが、例えば、令和6年7月に雇用を開始する場合、補助対象期間が2会計年度にまたがることになる。

- (1) 補助対象期間は、どのようになるのか。
- (2) 基準額は、どのように算定するのか。
- (3) 交付申請は、どのように行うのか。

A 7

(1) 2会計年度にまたがる場合の補助対象期間は、以下の範囲内となります。

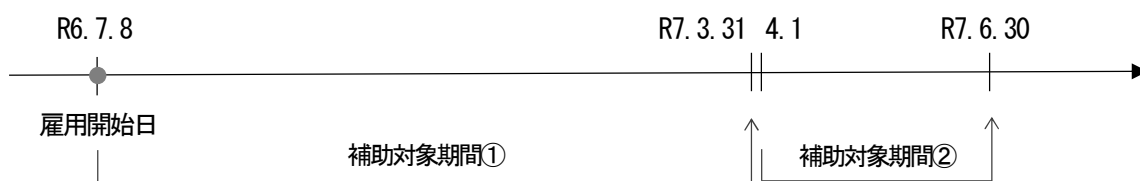
- ①初年度：技能実習生の雇用が発生した日の属する月から県の会計年度の末日まで
- ②2年度目：県の会計年度の初日から、技能実習生の雇用が発生した日の属する月から起算して12か月となる月の末日まで

[例]

雇用開始日：令和6年7月8日

対象期間：①初年度：令和6年7月8日～令和7年3月31日

②2年度目：令和7年4月1日～令和7年6月30日



(2) 1会計年度における補助対象期間が12月に満たない場合には、補助要綱別表に定める基準額に対象月数を乗じて12月で除した額を当該年度の基準額とします。

[上記(1)の場合の例]

①初年度の基準額 112,000円

[計算方法] $150,000 \text{円} \times 9 \text{月} \div 12 \text{月} = 112,500 \text{円} \div 112,000 \text{円}$

②2年度目の基準額 37,000円

[計算方法] $150,000 \text{円} \times 3 \text{月} \div 12 \text{月} = 37,500 \text{円} \div 37,000 \text{円}$

(3) 県の会計年度ごとに、交付申請を行う必要があります。

ただし、初年度の交付決定は、2年度目の補助金の交付を保証するものではありません。